

# 岐阜県公報

号外 (二) 平成二十一年八月七日

## 目次

### 公 示

岐阜県治山防災地理情報システム再構築及び保守管理業務の委託に関する一般競争入札公告

(治山課) 一

### 公 示

岐阜県治山防災地理情報システム再構築及び保守管理業務の委託に関する一般競争入札公告

岐阜県治山防災地理情報システム再構築及び保守管理業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第四条の規定により公告する。

平成二十一年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
岐阜県治山防災地理情報システム再構築及び保守管理業務
- (2) 委託業務の概要  
岐阜県治山防災地理情報システムの再構築及び保守管理
- (3) 委託業務の仕様等  
入札説明書による。
- (4) 委託業務期間  
再構築業務  
契約の日から平成22年3月31日まで
- イ 保守管理業務  
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 委託業務場所  
入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録している者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者（更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
  - (5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札日までの期間内に受けていないこと。
  - (6) 平成11年度以降に完成引渡し済んでいる、国又は地方自治体及びこれらに準ずる機関（公社等）が発注した地理情報システムの構築業務を、元請として受注した実績を有すること。
  - (7) 実質的営業年数が10年以上であること。なお、実質的営業年数とは一定の業務を継続的に営んでいる年数をいい、営業譲渡を受けた企業については譲渡元企業の営業年数を通算する。
- 3 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒500 8570  
岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県林政部治山課治山担当  
電話 058 272 1111（内線3167）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間  
平成21年8月7日（金）から平成21年8月20日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所

3の(1)に同じ。

- (3) 入札参加資格の確認
- ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- イ 提出期限 平成21年8月21日（金）午後5時（郵送の場合は必着のこと。）  
期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- ウ 入札参加資格の確認結果は、平成21年8月28日（金）までに通知する。
- (4) 入札者の資格の喪失  
入札者は、入札期日までに次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。  
ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。  
イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。  
ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になると見込まれる事由が発生したとき。
- (5) 入札の日時及び場所  
ア 日 時 平成21年9月18日（金）午後1時30分  
イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号  
岐阜県シンクタンク庁舎3階 入札室
  - (6) 開札の日時及び場所  
入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。
  - (7) 契約条項を示す場所  
3の(1)に同じ。
  - (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札方法  
入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。  
また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記

載金額」という。)の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第114条各号に該当するときは免除する。

ウ 入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

エ 落札者の決定方法

規則第111条の予定価格に105分の100を乗じて得た額を上限とする範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。なお、規則第111条の予定価格に105分の100を乗じて得た額を上限とする範囲内の価格の入札書の提出がないときは、直ちに再度入札をすることがある。

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

カ 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

キ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

ク 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報通りの開札結果になった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

(6) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of the services to be procured:

Restructuring and maintenance of the Gifu Prefectural Geographic Information System for Forestry Conservation and Disaster Prevention

(2) Contact fulfillment period:

i ) Restructuring: From the date of contract through 31 March 2010  
ii ) Maintenance: From 1 April 2010 through 31 March 2015

(3) Date and time for the distribution of the tender documentation:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 7 August 2009 through 20 August 2009 (excluding weekends and national holidays)

(4) Deadline for the submission of bidding registration forms and relevant documents:

5:00 p.m., 21 August 2009

(Bidding registration forms and relevant documents submitted by mail must be received by the deadline.)

Applicants will be notified of the screening results by 28 August 2009.

(5) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 1:30 p.m. on 18 September 2009 at the Bids and Tenders Meeting Room of the Gifu Prefectural Think Tank Building.

(6) For further information, please contact:

Forestry Preservation Division, Department of Forestry Policy  
Gifu Prefectural Government  
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu-City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel.058-272-1111 Ext.3167

平成二十一年八月七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜県文芸社